

千葉県景観総合審議会運営要領

(趣旨)

第1条 この運営要領は、千葉県景観総合審議会設置条例（平成22年千葉県条例第103号。以下、「条例」という。）第8条の規定に基づき、千葉県景観総合審議会（以下、「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の招集)

第2条 会長又は部会長は、会議を招集しようとするときは、その開催日の14日前までに会議の日時、場所、及び議案を委員に通知するものとする。ただし、特別の理由がある場合は、この限りではない。

(委員の代理)

第3条 審議会及び部会の会議開催においては、委員の代理出席を認めないこととする。
2 条例第3条第2項第3号による委員が欠席する場合は、条例第6条の規定により、関係者の出席を求めることができる。

(会議の公開)

第4条 審議会及びその部会は、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第52号）第25条に基づき、原則として公開するものとする。ただし、千葉県情報公開条例施行規則（平成12年千葉県規則95号）第12条第1項各号のいずれかに該当する調査審議を行うときは、その会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

(会議録の作成)

第5条 会長は、次に掲げる事項を記載した会議録を作成するものとする。

- (1) 会議の名称
- (2) 開催日時及び開催場所
- (3) 出席した委員の氏名
- (4) 議題
- (5) 議案の概要
- (6) 会議経過

2 会議録には、会長及び会長の指名する委員が署名することとする。

3 前2項の規定は、部会について準用する。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、都市局都市部都市計画課都市デザイン室において処理する。

(補則)

第7条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成22年12月21日から施行する。
(千葉市都市景観審議会運営要領の廃止)
- 2 千葉市都市景観審議会運営要領(平成8年6月26日施行)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。